

使用の原則

使用目的が次のいずれかに該当する場合は、その使用を認めないものとする。

- (1) 公序良俗を乱すおそれがある場合
 - (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とする場合
 - (3) 広告宣伝、販売等の営利活動の場合（但し、管理組合が承認する場合は除く。）
 - (4) 楽器の演奏、運動等により、音、振動等を発するおそれのある場合
※リノア北赤羽マンション管理規約及び使用細則に準じる。
 - (5) 危険物、爆発物、毒物等を持ち込むおそれがある場合
 - (6) 申込時の目的以外に使用するおそれがある場合
 - (7) 管理運営上、支障をきたすおそれのあるもの、及び前各号に準ずるものと理事会が認めた場合
尚、前各号の場合には、集会室を使用中であってもこの使用を中止させることができる。
-

使用上注意等

●全スペース共通

- (1) 使用中みだりに騒音を発する等、他の居住者等の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 危険物及び火気を持ち込まないこと。
- (3) ペットを連れて入らないこと。
- (4) 幼児及び児童のみで使用させないこと。
- (5) 喫煙はしないこと。
- (6) 申込時に申し込んだ目的以外に使用しないこと。
- (7) 使用責任者は、使用時間内に清掃、戸締まり点検、使用備品の整理等を遺漏なく行うとともに、器具類に損傷汚損を与えたとき、又は什器備品等を毀損、若しくは紛失したときは、直ちに管理室等に連絡すること。
- (8) 使用中に出たゴミ等については、持ち帰ること。
- (9) 怪我及び所持品の紛失、盗難、喧嘩等について、居住者等が自己の責任において処理するものとし、管理組合、管理受託者等、その他関係者に対し、一切請求等を行わないこと。
- (10) 管理組合が不適切と判断し、是正を求めた場合にはそれに従うこと。
- (11) 私物を放置しないこと。一定期間経過しても回収されない物品に関しては、管理員、管理会社及びサポート業者、もしくは左記より指定するものにより処分されること。この場合、一切の異議申し立てを行わないこと。
- (12) 可動式キッチン・テレビ・洗濯機等の設備を乱雑に扱わないこと。
※可動式キッチンの給排水はキッチン下容器に接続されているため、利用後は必ず容器を洗浄し、掃除や片付け等を実施すること。
- (13) 予約をせずに大人数（5名以上）での利用や荷物を置いての席取り、仮眠・睡眠、大声での会話を禁止とする。
- (14) 予約システムの不具合により利用できない場合があること。

- (15) 冷暖房は以下の設定とし、管理者の判断による場合を除き、その他の設定にしないこと。
【冷房：4月～9月（21℃～24℃）】【暖房：10月～3月（24℃～27℃）】
- (16) 無断貸切使用・無断延長が発覚した場合には、契約解除、及び利用禁止の対象となること。
- (17) 建物、設備、備品を損傷又は紛失させたときは使用者の責任と負担において修復・補充の義務を負うものとする。
- (18) 災害その他の不可抗力によりホールの使用が不可能になった場合は、キャンセル料は発生しないが、催物の中止に伴う損害については、一切補償しないものとする。
- (19) 掲示物は基本は禁止するものとする。

1 階シェア型店舗「つながるま」内の客席・部室を使用の場合

- ・ステレオ（音響機器）等については、他の居住者及び近隣の迷惑になるような大音量や騒音を発生させないこと。
- ・店舗内小上がり部分に関しては土足で利用することを禁止とする。
- ・ロッカー利用の場合、鍵の管理・私物の管理は利用者が行い、管理組合、管理会社及びサポート業者は責任を負わないこと。
- ・店舗への出入りはオートロックとなるため、居住者の入退室には本マンションのタッチレスキーが必要となること。但し、店舗利用時は、店舗営業者の管理下のもと道路側の鍵は常時開錠されていること。
- ・客席の貸切使用予約がない場合は居住者は日常的に客席を利用できる。但し、業務用シェアキッチンに使用予約があり、営業を行う場合は顧客としてのみ利用できる。

1 階シェア型店舗「つながるま」内の業務シェアキッチンを使用の場合

- ・業務用シェアキッチンを使用する場合は、食品衛生責任者もしくは同等の知識・経験を有する者が衛生管理をしなければならないこと。
- ・業務用シェアキッチンを3ヶ月以上の長期利用契約で利用する場合は、防火管理者の資格が必要となること。
- ・共用調理器具や食器類を店舗外に持ち出さないこと。
- ・冷蔵庫、収納棚等設備を乱雑に扱わないこと。
- ・ゴミを出す際は専用のごみ袋（有料）を使用し、分別の上指定のごみ置き場に出すこと。また生ゴミ等、匂いが出るゴミを捨てる場合には、ゴミ袋等で密封し、ゴミ袋からの液だれが生じないようにすること。液だれした場合には拭きあげ、跡が残った場合には管理者へ報告を行い、その際に発生した費用については利用者の負担とすること。
- ・業務用シェアキッチンは東京都北区保健所生活衛生課より飲食店営業・菓子製造業の営業許可を取得予定となっており、サポート業者との契約で営業を行うことができる。
- ・店舗壁面使用部分については、店舗営業者が看板等の設置のために無償で使用でき、看板等設置の際は使用細則を遵守すること。
- ・電気容量に制限があるため、大きな容量を必要とする機器を持ち込めないこと。

1 階多目的スペース「いどばたげんかん」を使用の場合

- ・洗濯機・乾燥機は利用者が持参した洗剤等を利用するものとし、汚物・靴等の汚れがひどい洗濯物は利用しないものとする
- ・管理組合による利用を優先することとする。

11 階集会室「おとのま」を使用の場合

- ・他の居住者等に迷惑にならない範囲での楽器の演奏等を行うことができる。ただし、音、振動等により、居住者等から利用中止を求められた場合には、応じる必要がある場合があることを了承すること

12 階住民専用集会室「あつまるま」を使用の場合

- ・居住者等の専用とする
- ・管理組合による利用を優先するものとする

屋上ウッドデッキ「やねうえ」を使用の場合

- ・バットやゴルフクラブを用いての素振りやボールの使用をしないこと。
- ・泥酔、酩酊状態での屋上の出入りは禁止とする。
- ・立ち入り禁止エリアへの立ち入り、屋上の設置されているアンテナ等に触る行為を禁止とする。
- ・私物の放置や占有行為を行わないこと。
- ・持ち込んだものが風で飛ばされないよう十分に注意すること。
- ・他の居住者及び近隣からの利用停止の訴えがあり、且つ管理組合、及びサポート業者がその訴えを適正と認めた場合、妥当な期間屋上の使用時間の変更や、場合によっては使用を禁止する場合があること。
- ・花火・バーベキュー等を行わないこと。
- ・小学生以下のみの使用は禁止する。
- ・悪天候時には使用を中止すること。特に強風時は、所持品の飛散・落下しないよう十分に注意してください。所持品の飛散・落下などによる損害には自己の責任において対処すること。
- ・毎年夏に開催される花火大会当日および、年末年始(12月30日～1月3日)の貸切利用不可。
- ・デッキの外や下に物を落とした場合には、拾えない場合がある。

以上

Ver.1(2020.11)